

令和7年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

豊橋技術科学大学

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和7年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和7年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（11大学）

室蘭工業大学、弘前大学、山形大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、
豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和7年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和7年		書面調査の実施
7月		
8月		評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月		
		訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和8年		
1月		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和8年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和8年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和7年度に認証評価を実施した11大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和7年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
加藤 映子	大阪女学院大学学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
鳥居 朋子	早稲田大学・大学総合研究センター副所長
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授/高知県立大学・名誉教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
近藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
光田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田 朋 靖	高崎健康福祉大学学長
今西 誠 之	三重大学教授
小林 直 人	愛媛大学副学長
鮫島 浩	宮崎大学学長
寫田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
清水 美 憲	筑波大学教授
関根 久 雄	筑波大学教授
高倉 喜 信	京都大学白眉センター長
◎ 高田 邦 昭	群馬県公立大学法人・理事長
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
田野 俊 一	電気通信大学学長
土川 覚	名古屋大学教授
寺澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
内藤 重 之	琉球大学教授
中村 泰 之	名古屋大学教授
中山 徳 良	名古屋市立大学教授
西村 伸 一	岡山大学教授
西村 友 幸	小樽商科大学教授
端詰 勝 敬	東邦大学教授
原田 信 志	熊本大学名誉教授
原田 美知子	桜美林大学教授
藤田 佐 和	高知県立大学看護学研究科特任教授
光田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
松下 伸 広	東京科学大学副理事
三矢 麻理子	公認会計士
湯川 嘉津美	上智大学名誉教授
横内 正 雄	法政大学名誉教授

(第2部会)

浅 贺 岳 彦	新潟大学副学長
伊 東 幸 宏	静岡大学名誉教授、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 フotonバレーセンター長
小 畑 誠	名古屋工業大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
三 谷 康 範	九州工業大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
横 田 光 広	宮崎大学名誉教授

(第3部会)

加 藤 映 子	大阪女学院大学長
小 嶋 茂 稔	東京学芸大学副学長
◎ 後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
白 石 小百合	横浜市立大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
津 野 倫 明	高知大学副学長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
長 縄 明 大	秋田大学副学長
中 挾 知延子	東洋大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
花 屋 実	群馬大学理事、副学長
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
柳 林 信 彦	高知大学副学長

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- | | |
|----------|--------------------------|
| 浅野 茂 | 山形大学教授 |
| ◎ 川嶋 太津夫 | 神戸大学・大阪大学名誉教授 |
| 小湊 卓夫 | 九州大学准教授 |
| 渋井 進 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 寫田 敏行 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 末次 剛健志 | 長崎大学学生支援部留学支援課長 |
| ○ 高橋 哲也 | 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長 |
| 戸田山 和久 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長 |
| 富田 美加 | 茨城県立医療大学教授 |
| 新田 早苗 | 元 琉球大学後援財団常務理事 |
| 林 隆之 | 政策研究大学院大学教授 |
| 前田 早苗 | 千葉大学名誉教授 |
| 光田 好孝 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
| 山本 幸一 | 明治大学教学企画部教学企画事務長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

豊橋技術科学大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 附属図書館の 24 時間開館を実施し、学生・教職員に学術情報及び学習環境を常時提供している。また、令和 6 年度の貸出件数は平成 28 年度の 7.6 倍に伸びている。(基準 4-1)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、工学部及び工学研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4 年目終了時)の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・工学部（5課程：機械工学課程、電気・電子情報工学課程、情報・知能工学課程、応用化学・生命工学課程、建築・都市システム学課程）

[大学院課程]

- ・工学研究科（博士前期課程5専攻：機械工学専攻、電気・電子情報工学専攻、情報・知能工学専攻、応用化学・生命工学専攻、建築・都市システム学専攻、博士後期課程5専攻：機械工学専攻、電気・電子情報工学専攻、情報・知能工学専攻、応用化学・生命工学専攻、建築・都市システム学専攻）

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、学部・研究科ともに女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、工学部・工学研究科の機械工学系、電気・電子情報工学系、情報・知能工学系、応用化学・生命工学系、建築・都市システム学系又は総合教育院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各系に系長、総合教育院については総合教育院長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、代議員会を置いている。教授会は、学長、副学長、専任教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。代議員会は、学長、学長が指名する副学長、系長、総合教育院長等から構成され、代議員会の議決をもって、教授会の議決とするとされている。

教授会、代議員会は、令和 6 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、系長、総合教育院長及び研究所長、学長が指名する副系長及び総合教育院副院長各 1 人、学長が指名する職員（若干名）から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 6 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、大学点検・評価委員会委員長を自己点検・評価の責任者、各部署の長（系長、機構長、本部長、センター長等）をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は大学点検・評価委員会であり、その役割は、自己点検・評価に関する基本方針において、組織評価及び外部評価の実施並びに第三者評価への対応に関し必要な企画・立案及び実施に関する総括等を行うと定めている。中核的な審議機関である大学点検・評価委員会は、学長が指名する理事又は副学長、目標・評価本部副本部長、系長及び総合教育院長、研究所長、事務局長、その他学長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

工学部の機械工学課程、電気・電子情報工学課程、情報・知能工学課程、応用化学・生命工学課程、建築・都市システム学課程においては、それぞれ機械工学系長、電気・電子情報工学系長、情報・知能工学系長、応用化学・生命工学系長、建築・都市システム学系長を責任者としてその質保証を行っている。

工学研究科の機械工学専攻、電気・電子情報工学専攻、情報・知能工学専攻、応用化学・生命工学専攻、建築・都市システム学専攻においては、機械工学系長、電気・電子情報工学系長、情報・知能工学系長、応用化学・生命工学系長、建築・都市システム学系長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、学長が指名した理事又は副学長である本部長を責任者として施設マネジメント戦略本部が、情報設備については、学長が任命するセンター長を責任者として情報メディア基盤センターが、全学的な共同利用教育研究設備については、学長が任命するセンター長を責任者として教育研究基盤センターが、附属図書館については、理事又は専任の教授である図書館長を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、組織評価実施要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援、就職支援に関する重要事項については、学長が指名した副学長であるセンター長を責任者として学生支援統括センターが統括し、留学生の支援については、本部長を責任者としてグローバル戦略本部が、質保証を行っている。その役割分担は、組織評価実施要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、学長が指名した理事又は副学長である本部長を責任者として入試戦略本部が、質保証を行っている。その役割分担は、組

組織評価実施要項によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、組織評価実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを組織評価実施要項に定めている。ただし、J A B E E（日本技術者教育認定機構）の認定期間中に学部の組織評価を実施する場合には、認定後に教育課程の変更があったか否かにかかわらず、組織評価実施要項第 11 条に基づき J A B E E 認定時の指摘事項に対する対応状況だけについて自己点検を実施している。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、組織評価実施要項に定めている。なお、自己評価書提出時点では、具体的な方法が定められていなかったが、組織評価実施要項及び組織評価時の提出様式の改定を行って令和 7 年 11 月までに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、組織評価実施要項に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施に基づく改善の効果が十分に上がっているとは判断できないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2-3-1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済あるいは対応中の状況にある。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、戦略企画会議さらには教育研究評議会にて審議、検討等ののち、役員会において審議、決定している。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考基準、教員選考基準に関する取扱い、教員選考手続要領等を定め、書類審議、面接、業績審査、模擬授業を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教育職員個人評価実施要項を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

年俸制適用職員業績評価実施要項に基づき、成績区分を決定し、業績評価額に反映させるなど、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、授業評価アンケートの実施、FD研修会の実施、各系・総合教育院における独自のFD活動（学内外研修）等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、東海北陸地区学生指導研修、東海北陸地区国立大学法人等技術職員合同研修、研究データエコシステム東海コンソーシアムセミナーを実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会、戦略企画会議を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認（法人法第 13 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 7 項の承認を除く。）を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、豊橋技術科学大学、学部、課程、研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、大学憲章、将来構想及び長期計画に関する事項、内部統制に関する事項、職員の就業、懲戒、給与、退職手当及びその他大学の管理運営に係る重要な規則の制定又は改廃に関するその他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事、学長が指名する職員、大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

戦略企画会議は、学長、理事、副学長、事務局長、学長特別補佐その他学長が必要と認める者により構成され、総合的な戦略の策定に関する事項、重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項、人事、予算及び施設等に係る戦略的活用方針に関する事項、予算・決算に関する事項、中期目標及び中期計画に関する事項、教育の質の向上方針に関する事項、研究力強化の方針に関する事項、国際連携強化の方針に関する事項、社会連携・産学連携強化の方針に関する事項、教育・研究・社会貢献・業務の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、戦略及び管理運営に係る重要な規則等の制定又は改廃に関する事項、その他学長が必要と認める事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護は総務課、ハラスメント防止は人事課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験は

研究推進課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防水、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防水は危機・安全衛生管理本部、情報セキュリティは情報メディア基盤センター、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究推進課、学生危機対応は危機・安全衛生管理本部が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 129 人、非常勤 72 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が情報基盤委員会、教務委員会、学生生活委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、研究倫理教育（143 人参加）、情報セキュリティポリシー自己点検（471 人参加）、個人情報保護研修（65 人参加）等を実施している。なお、コンプライアンス研修及び研究倫理教育研修については、1 回の受講につきそれぞれ 3 年間及び 5 年間の有効期間を設けているため、単年度の参加者数が少ないが、有効期間内に全教職員が受講している。また、来年度以降の研修の実施に向けて有効期間の見直しを検討している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規則、内部監査実施細則に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、毎年度、監査の対

象、監査の内容、監査の時期その他監査の実施に必要な事項について監査計画書を策定し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。なお、自己評価書提出時点では、監査室が大学の組織として明確に定められていなかったが、令和7年11月末までに組織通則に監査室を定めることとしている。

監事、会計監査人及び監査室は、学長、理事、副学長と意見交換会等を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3-6-1のとおり公表している。なお、学校教育法施行規則第172条の2において公表を求める事項のうち、卒業の認定に当たっての基準及び学位授与の状況について、自己評価書提出時点には、一部が公表されていなかったが、令和7年10月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

豊橋市天伯町に 1 キャンパスを有し、その校地面積は計 299,700 m²、校舎等の施設面積は計 114,115 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおり夜間授業を実施している。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、教育研究基盤センター附属施設として実験・実習工場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率はそれぞれ 100%である。バリアフリー化については、施設のユニバーサルデザイン化ガイドラインに基づいて、通路、出入口、階段、エレベーター、多目的トイレ等を整備している。施設・設備の老朽化については、インフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）に基づいて、改修工事等を適切に行っている。安全防犯面については、盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、大学構成員の安全及び安心を確保するとともに、大学の資産を保護することを目的として、設置場所を検討した上で、外灯の整備や主な建物への防犯カメラの設置を行っている。

I C T環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、キャンパス内に設置しており、延面積 3,062 m²、閲覧座席数は 142 席である。原則として 9時から 20 時まで開館しており、通常開館時間以外は特別開館（無人開館）を実施している。令和 7年 5月 1日現在の蔵書数は、図書 163,198 冊、学術雑誌 3,107 種、電子ジャーナル 7,325 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、スチューデントコモンズ、グループ研究室及びマルチメディア教室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援統括センター（学生相談部門）、健康支援センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント防止等規程等に基づき、相談員、学生課学生係が相談窓口となり、

ハラスメント防止対策委員会と連携し、ハラスメント等に関する相談に対応している。

45 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、課外活動施設設備を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、学生課、学生支援統括センターを中心に、外国人留学生ガイドブックの配布、留学生サポーターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害のある学生に対する入学前のカウンセリング、学生生活を行う上での相談等、定期的なカウンセラーによる面談、合理的配慮に係る申請受付・修学支援・継続的面談等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、工学部・工学研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、入試戦略本部、入学試験委員会を置いている。なお、自己評価書提出時点では、一部の入試における実施体制や面接等において評価の公平性を担保する組織的取組が定められていなかったが、令和7年10月までに定めている。

入試戦略本部において、入学者選抜に係る調査研究及び検証等を行っており、具体的には、博士後期課程（一般入試）に係る口述試験の専門科目区分の変更、海外高専からの第3年次編入学選抜推薦入試における選抜方法の変更等の改善を行った。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程] 1.09倍（編入学含む）

- ・工学部1年次入学：1.05倍
- ・工学部3年次編入学：1.10倍

[博士前期課程]

- ・工学研究科：1.00倍

[博士後期課程]

- ・工学研究科：0.76倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

工学部及び工学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

工学部及び工学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

工学部及び工学研究科において、教育課程の編成が、体系的性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

工学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、工学部及び工学研究科において、各科目の授業期間が原則として 10 週又は 15 週にわたるものとなっている。

工学部及び工学研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

工学部及び工学研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

工学研究科において、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っていることを定めている。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

工学部及び工学研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

工学部及び工学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格か

つ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

工学部及び工学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

工学部及び工学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

工学研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

工学部及び工学研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、工学部及び工学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。